

# 令和 8 年度

## 鬼中スタンダード



### ルールの考え方

なぜ中学校にはルールがあるの？

- A. 服装や身だしなみのルールで「社会のルール」や「モラル」を学ぶため。  
A. 時間や公共の場の使い方、みんなが平等に安心して学べる環境を作るため。

曖昧な表現（「華美でない～」「清潔感のある～」）のルールがあるのはなぜ？

- A. 決められているからではなく、自分で考えて正しい判断をしてほしいから

正しい判断とは？

- A. 中学校での基準(フォーマル)は「一般的な高校入試」だと考えます。  
この格好で入試に行けるかなあ？ この髪型で入試にいけるかなあ？ と考えてみましょう。

社会の在り方が変化していくように、学校のルールも変化させていく必要があります。  
このルールどうなの？と思ったら声をあげてみよう。ルールを変えるのも学びの一つです。

## ○時間について

- ・ 8 : 20 から学習・読書タイムを始められるように身の回りを整える。8 : 15 以降は学習や読書をしている人を妨げない。
- ・ 8 : 30 以降に登校（教室入室）した場合は遅刻になる。朝のST後に登校した場合は、職員室に寄り、遅刻の報告をしてから教室へ入る。
- ・ チャイム前着席と5限やテスト日の予鈴着席を徹底する。
- ・ 最終下校時刻を守り、1年間通して、8 : 00 より前に登校しない。
- ・ 欠席や遅刻をする場合は、保護者に連絡をしてもらう。（home&schoolにて）

### ～最終下校時刻～

4月	…16:45
5月～10月	…16:45
11月～1月	…16:30
2月～3月	…16:45
長期休業中	…16:30

※4/1～4/24までは日程表に準ずる。

## ○学校の施設利用について

- ・ 必要がある場合（ペア着替え・教師への用事・委員会活動等）以外は、他クラスへ入らない。
- ・ 他学年の教室・廊下には行かない。
- ・ 必要がある場合（清掃等）以外は、ベランダや中庭へ出ない。
- ・ 教室のロッカーは先生の指示以外で、自分のところ以外は使わない。
- ・ 体育館は上靴で入らない。また、体育館シューズで廊下等を歩かない。
- ・ 昇降口から教室までは  
1年生…西昇降口→3階西渡り→北館3階  
2年生…東昇降口→2階東渡り→北館2階  
3年生…東昇降口→1階東渡り（雨天：2階東渡り）→北館1階

## ○個人の持ち物について

- ・ 教科書等の保管方法は指定された場所に置く。机やロッカーを整頓する。
- ・ 人の物を勝手に触らない。勝手に借りない。
- ・ 校内に不要物を持ち込まない。
- ・ カバンにキーホルダー等につけない。お守りはカバンの中にしまう。
- ・ 現金を持ってきたときは、登校後すぐに職員室に持っていく。

## ○服装・身なりについて

- ・ 原則制服で登下校をする。部活後の下校時や、指定された日は体操服で登下校してもよい。
- ・ 1限が保体のときは体操服で登校、6限が保体のときは体操服で下校してもよい。
- ・ 名札を忘れた場合は、朝教室で紙名札をもらい、帰りのST終了までつける。
- ・ 制服のボタンは前や袖など全てとめる。（ブレザーの前ボタンは上をとめる）ただし、カッターシャツの第1ボタンはとめなくてもよい。（開襟シャツを除く）
- ・ リボンを別の場所に付いたり、クリップなどをポケットに付いたりしない。
- ・ カバンは学校指定の正カバンとサブバックを使用する。
- ・ 衣替えの時期は各自で判断する。
- ・ 外靴は白地または黒地を基調とした運動靴とする。かかとを踏まない。（靴ペロの内側に記名）
- ・ 雨天時、降雪時、積雪時は長靴を履いて登下校してもよい。大きさは下駄箱に入る大きさが望ましい。長靴の色は指定しない。
- ・ 靴下は黒紺白グレー無地とする。ワンポイント（内側・外側に1つずつも可）までは可。足首の周りにラインが入っているものも可とする（チェック柄は不可）。ルーズソックスは禁止。
- ・ 上靴と体育館シューズは学校指定のものとする。
- ・ 上靴を忘れた場合は、職員室に行きスリッパを借りる。
- ・ 上靴、体育館シューズ、はかかと部分に名字を書く。
- ・ 登下校時、徒歩通学者は帽子や日傘を使用してもよい。帽子の形状は問わないが、缶バッチなど不要物がついているものは不可とする。また熱中症対策として、アイスリングやアームカバー等の使用をしてもよい。



## 防寒着・防寒具について

- ・防寒着として、登下校時にコート、ウィンドブレーカー等（防寒性があり生活の邪魔とならないもの）を着用してもよい。（登下校は、上下着用可）色は黒、紺、茶、グレーなどの派手でない色を基調としたものとする。（パーカーは無地で、ワンポイントまでと可とする。）脱着は教室で行う。

※体育の授業で着用できる防寒着については p.7 **体育の授業での服装**を参照

- ・防寒着は、制服を正しく着た上で着用を認める。（上着のみ）コートやウィンドブレーカー等であれば校内でも着用しても良い。ただし、ウィンドブレーカー等の下は不可。テスト時は、授業同様着用できるが、授業に支障をきたすなどの場合は着用しない。また、式日は着用しない。
- ・カッターシャツ、ポロシャツ、セーラー服の上にセーター・ベスト・カーディガン・トレーナー（トレーナーは旧制服（学ラン）の中に着込む時のみ）を着用してもよい。色は黒、紺、茶、グレーなどの派手でない色を基調としたものとし、袖や襟からはみ出ないようにする。
- ・防寒具として、手袋（5本指）、マフラー、ネックウォーマー、スヌードを着用してもよい。
- ・防寒具の着用は、原則登下校時のみとする。着脱は教室で行う。
- ・名札は制服と同じ位置に付ける。  
（ウィンドブレーカなどナイロン生地を着ている場合は、クリップで止める。）

## 制服

☆新制服について

令和6年度より、ジェンダーフリーの理念から新制服が導入された。令和8年度までは、移行期間として学年問わず、どちらの制服も着用できる。令和9年度からは全生徒が新制服を着用することとする。

○学生服

- ・冬服上下ともに学校指定のものとする。
- ・冬服の下はカッターシャツまたは、ポロシャツとする。

○セーラー服

- ・上下ともに学校指定のものとする。
- ・上衣の下に黒のハイネックシャツを着てもよい。
- ・スカートの長さは、膝が隠れる長さとする。

○ブレザー

- ・上下ともに常滑市指定のものとする。
- ・ボトムスはスラックス、スカート、キュロットの3種類から選択し、着用する。スカートの長さは膝が隠れる長さとする。
- ・ブレザーの中は、白色のカッターシャツまたは、ポロシャツとする。
- ・カッターシャツの襟はブレザーの中にしまう。
- ・ネクタイ・リボンは、性別に関係なく選択して着用できる。  
（ネクタイ・リボン着用時はカッターシャツとし、一番上のボタンをとめた部分につける。）
- ・ネクタイ・リボンの着用について、式日と学校で定めた日は必ず着用する。それ以外は自由とする。（1学期終業式と2学期始業式は夏服のため不要）

〈共通〉

- ・夏服の上はカッターシャツまたはポロシャツ（ワンポイントまで可）で、色は白の無地とする。長袖と半袖どちらでも良い。また、ポロシャツの裾のイン・アウトはどちらでも良い。（上に何かを着る場合はシャツの裾をインする）ただし、カッターシャツの裾はインする。
- ・夏服を着用時にも、体感に合わせてジャージやカーディガンを羽織ってもよい。
- ・カッターシャツとポロシャツの下には、必ず肌着を着用する。（ハイネックは着用しない。）
- ・肌着は白、黒、紺、茶、グレー、ベージュなどの色を基調とした無地で透けにくいものとし、袖からはみ出ないものとする。
- ・ベルトは黒・紺・茶で無地とする。2つ穴以上のものは禁止。

- ・黒タイツやレギンス（黒）は、無地で80デニール以上のものとする。靴下は履いても履かなくてもよい。体育の授業の際にはタイツを脱ぐ。

### **体育の授業での服装**

以下の服装の中から、季節に適した服装で運動をします。

（熱中症などが心配される場合は、先生が服装を指定することがある。）

○体操服、ハーフパンツ…学校指定のもの

○ジャージ上下…学校指定のもの（ジャージ下も使用します。）

○防寒着…ジャージ上下を着用した上で以下の基準を満たせば着用できる。

①運動用の防寒着（ウィンドブレーカーなどを着用する。ダウンジャケットは、道具や他者にひかたり破れたり、自他の動きの妨げになったりする可能性がありケガに原因になりかねないので着用しない。）

②フードが付いていないもの（または、しまえるもの）

③上下が分かれているもの（コートなどは運動に支障があるため使用できません。）

※転入してきて前の学校の体操服が使用できる場合はそちらを着用しても良い。

### **水泳の授業について**

必須

○水着 学校指定のスクール水着または競泳用の水着を着用する。

○水泳帽 色の指定なし

自由

○水泳用ゴーグル 着用することが望ましい。

○ラッシュガード フードのないもの。

### **頭髪・身だしなみ等**

基本方針：清潔感のある髪型とする。

・前髪は目にかからない長さとする。かかる場合はピンで留める。

・襟に付く場合は、ヘアゴムで襟につく髪を全てしぼる。

ヘアゴム、ヘアピン（くちばしのような大きなクリップ型は禁止。）は、黒、紺、茶で飾りのないものとする。

・華やかな髪型は禁止とする。（過度なツープロック・アシンメトリー・モヒカン・編み込み等）

〈その他〉

・眉毛を不必要にそらない。

・化粧（アイプチ含む）、マニキュア、カラーコンタクト等は禁止。

・ピアス、ネックレス、ミサンガ、アンクレット等装飾品は禁止。

・整髪料の使用、染髪、パーマは禁止（縮毛矯正は除く）とする。

・リップクリーム、日焼け止め、ハンドクリームは、無色・無香料とする。リップクリームとハンドクリームは人目のつかないところ（トイレ等）で使用する。日焼け止めは、体育前は着替え場所、下校前は教室や部活動の場所を使用する。

・櫛は小型で携帯用のものとする。使用する場所はトイレまたは教科等で指定された場所とする。トイレでの使用に関しては、混雑を避けるため、短い時間で使用する。

### **○交通関係**

#### **登下校のルール**

・道路交通法を遵守する。

・自転車で通学するときは、「自転車の安全利用」を遵守する。

・指定された通学路で登下校をする。

## 自転車 車両整備のルール

- ・サドルに座って、最低でも両足のつま先が地面に付く高さ。
- ・不必要なもの（シール等）は貼らない。付けない。
- ・ハンドルの高さが、サドルよりも高いもの。
- ・スタンドが両足スタンドのもの。
- ・ブレーキがよく効くもの。
- ・ライトはあるもの。点灯するもの。
- ・ベルがハンドルを握ったまま鳴らせる位置にある。
- ・後部に反射器がある。
- ・ヘルメットの内側に名前が書いてある。
- ・防犯登録されている。（自転車通学許可願に記入する。）
- ・錠が付いている。施錠可能である。
- ・タイヤの空気が充分に入っている。
- ・カゴ、荷台のついたもの。（荷ひもがあるか。）
- ・4月当初の自転車点検で合格した自転車

※装飾など登下校に必要ないと判断するものがある場合は使用を認めない。

## 自転車使用時のルール

- ・校内は自転車を降りて通行する。
- ・下校時は、駐輪場でヘルメットをかぶる。
- ・正門、東門の前の横断歩道は降りて横断する。
- ・正カバンは背負い、サブバックはゴムひもで荷台にしぼる。
- ・前かごに重たい荷物を入れない。
- ・決められた自転車置き場にクラス毎で停め、必ず施錠する。
- ・土日、祝日、再登校での部活の場合も必ず決められた自転車置き場に停める。
- ・土日、祝日のみ自転車通学可の場合は、学年の自転車置き場を使用する。ただし、混雑している場合は中庭芝生側のアスファルトに停める。

## 自転車許可取り消しについて（許可証にも掲載）

- ア 許可取り消し違反対象事項
- ・ノーヘル・並列走行・通学路無視等
- イ 許可停止期間から取り消しまで
- ・初回違反…家庭連絡 ・2回目違反…1週間
  - ・3回目違反…1ヶ月 ・4回目違反…取り消し
- ウ 特に危険と認められる違反の場合  
(2人乗り、信号無視、斜め横断等)
- ①初回違反…1ヶ月 ・2回目違反…取り消し
  - ②違反をして事故にあった場合…初回で取り消し

※違反回数は、学年が上がっても累積になります。道路交通法を遵守し安全に登下校しましょう。



道路交通法第19条では「**軽車両は、軽車両が並進（並列走行）することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない**」と定められています。自転車は軽車両扱いされます。つまり、並んで走る並進行為は道交法違反となり、**違反した場合は「罰金または料料」**に科せられることとなります。

# 令和8年 4月1日 施行

## 道路交通法 一部改正のポイント

- 自転車をはじめとする軽車両に青切符が導入
- 自動車等が自転車等の側方を通過する際の新たな規定
- 普通免許等の年齢要件が引き下げに

**自転車等に対する交通反則通告制度（「青切符」による取り締まりを行う反則金制度）が適用に**（法第125条及び別添第2の2関係）

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。自転車関連交通事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

### 反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額

取り締まりの対象年齢は**16歳**以上

携帯電話の使用等（※特） 12,000円	遮断踏切立ち入り 7,000円	信号無視（赤色等） 6,000円	車道の右側通行 6,000円
一時不停止 5,000円	無灯火 5,000円	ブレーキ不備等 5,000円	イヤホンの使用 5,000円
並進 3,000円	二人乗り 3,000円	警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。警告に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。	

自転車を含む軽車両の反則行為と反則金額を確認してきましょう。

反則金一覧

自転車の基本的な利用ルール  
「自転車安全利用5則」を確認しましょう。

※この資料で「法」とは、道路交通法、「規」は道路交通法施行規則をいいます。

## 愛知県交通安全協会

## 令和8年4月1日施行

### 車が自転車等を追い抜く際に、自転車等の安全を確保するための規定が創設

（法第18条関係）

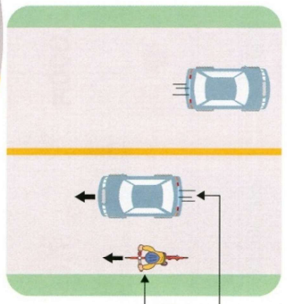
同一方向に進行する自動車等と自転車との事故のうち、自転車の右側面が接触する事故の割合が増加傾向にあることから、車道での側方接触を防止するための新たなルールが定められました。

車道で自動車等が自転車等の右側を通過する場合（側方通過時）に、両者の間に十分な間隔がないときは

**自動車等は**  
※ここでのいう「自動車等」とは、自動車や原付バイク（特定小型原動機付自転車を除く）のことです。  
自転車等との間隔に及びた安全な速度で進行しなければなりません。  
歩行者等側方通過義務違反（罰則）3か月以下の特別刑または5万円以下の罰金  
※交通の危険を生じさせるおそれがある場合 3年以上の有期刑または50万円以下の罰金

**違反点2点**  
反則金 大型車 9,000円 普通車 7,000円  
二輪車 6,000円 原付等 5,000円

**自転車等は**  
※ここでのいう「自転車等」とは、自転車や特定小型原動機付自転車などのことです。  
できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。  
側方通過義務違反（罰則）5万円以下の罰金  
反則金 原付等 5,000円



### 普通・準中型反免許の年齢要件が、18歳から「17歳6カ月」に引き下げに

（法第88条及び第96条関係）

普通・準中型自動車反免許の取得と、普通・準中型自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢が引き下げられることにより、早生まれの高校生等も、進学や就職前に普通免許等を取得しやすくなります。

（道交法改正に伴う施行規則の改正）  
※運転免許試験成績証明書が交付対象が、「免許試験に合格し、免許を受けていない者」に拡大されます。（第28条関係）  
※普通免許等の交付の年齢要件は引続き18歳です。

### 【改正前】

反免許も本免許も18歳で受験と交付。



### 【改正後】

17歳6カ月で交付可能。  
※本免許は18歳で交付されます。

